

広島県告示第四百六十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、県営東町住宅、県営中之町住宅、県営倉之内住宅、県営七宝住宅、県営明神住宅、県営須波住宅、県営宗郷住宅、県営円一住宅、県営皆実住宅、県営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営栗原住宅、県営三美園住宅、県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営東町住宅駐車場、県営中之町住宅駐車場、県営倉之内住宅駐車場、県営七宝住宅駐車場、県営明神住宅駐車場、県営須波住宅駐車場、県営宗郷住宅駐車場、県営円一住宅駐車場、県営皆実住宅駐車場、県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営三美園住宅駐車場、県営新高山住宅駐車場、県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車場、県営土生住宅駐車場、県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり指定した。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地		
株式会社 堀田組 代表取締役 河本 泰行	尾道市新浜一丁目 九番二二号	令和七年三月一七日	令和七年四月一日～ 令和十二年三月三十一日
株式会社 誠和 代表取締役 河本 一志	尾道市新浜一丁目 一四番一一号		